

こどもの健診・教室

☎子育て世代包括支援センター
☎0978-64-2525

健診

《杵築地域：健康推進館》

●4・5か月児健診

対象・・平成28年3・4月生まれ
8月26日(金) 13時～13時30分受付

●10・11か月児健診

対象・・平成27年9・10月生まれ
8月25日(木) 13時～13時30分受付

●3歳児健診

対象・・平成25年2月生まれ
8月24日(水) 13時～13時30分受付

《山香・大田地域：山香福祉ステーション》

9月7日(水) 13時～13時30分受付

●4・5か月児健診

対象・・平成28年4・5月生まれ

●10・11か月児健診

対象・・平成27年10・11月生まれ

●1歳6か月児健診

対象・・平成27年2・3月生まれ

●3歳児健診

対象・・平成25年2・3月生まれ
9月8日(木) 13時15分～13時45分受付

●2歳児歯科健診

対象・・平成26年1・2・3月生まれ

教室

●のびやか広場

対象・・概ね1歳未満の赤ちゃんと保護者
8月9日(火) 10時～12時
場所・・健康推進館
内容・・「身体計測・離乳食の試食会等」
※離乳食の試食をしない場合は予約不要

●わんぱくサークル 新規要予約

対象・・概ね1歳以上の子どもと保護者
8月23日(火) 10時30分～12時
場所・・健康推進館
内容・・「親子あそび、読み聞かせ等」

第18回 杵築市子育て教室
暑さまっさかり、水の事故、
蚊が運ぶ感染症にご用心

と き 8月9日(火) 13時～13時30分
ところ 山香病院健診センター
2階 会議室

講 師 大分大学医学部
地域医療・小児科分野
教授 是松聖悟・先生

児童扶養手当・特別児童扶養手当・
ひとり親家庭等医療費助成事業

*児童扶養手当制度

ひとり親家庭の親などに支給されます。

【対象児童】

18歳になって最初の3月31日まで(中程度の障がいがある場合は20歳未満)の間の児童で、要件に該当する場合(父母が離婚・父または母の死亡・重度の障がい・遺棄・母が未婚のまま懐胎した場合など)

【手当額】 所得額・児童数等により支給額が異なります。(所得制限あり)

*特別児童扶養手当制度

身体または精神に障がいがある児童の福祉増進を目的に、保護者に対して支給されます。

【対象児童】 身体または精神に中程度以上の障がいをもつ20歳未満の児童

【手当額】

一級障害・二級障害で異なります。(所得制限あり。児童が児童福祉施設等に入所している場合は対象になりません。)

*ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭等の親及び児童の医療費負担分を助成します。(所得制限あり)

【対象】

18歳になって最初の3月31日までの間にある児童およびその児童を監護しているひとり親(父母のいない児童も対象になります。)

8月は現況届・更新手続き期間です

児童扶養手当	受付期間：8月1日(月)～31日(水)
特別児童扶養手当	集中受付：8月15日(月)～19日(金) ※土・日曜日、祝日を除きます。
ひとり親医療費助成	※該当者には書類等を送付いたします。

☎子ども子育て支援課 子育て給付係 ☎0977-75-2408

みんなあつまれ!

児童館

8月

山香 ☎0977-75-2223

工作あそび
■8月24日(水) 15時30分～
うたあそび
■8月5日(金) 10時～10時30分
■8月20日(土) 13時～13時30分
おはなし会
■8月24日(水) 14時30分～15時
「なぞなぞな～に なつのまき」
他

杵築 ☎0978-62-6250

見てみよう、やってみよう!
■8月20日(土) 10時～11時30分
「新聞紙でエコバッグ作り」
ゴミとリサイクルについて考えてみよう!

親子工作教室
■8月28日(日) 10時～11時30分
「ブンブンごま」
※小学生以上は子どもだけで参加できます。
※要申込
(1週間前まで)

navigation

農地利用状況調査を実施します

☎杵築市農業委員会事務局 ☎0978-64-0711

●平成28年度農地利用状況調査実施内容

【調査対象】 市内すべての農地

【調査月間】 8月

【調査方法】

農地利用最適化推進委員、農業委員および調査補助員が、農地の現況を目視にて確認します。

農地法第30条の規定により、農地の利用増進を図るため、平成22年度から年1回、農地利用状況調査を実施しています。

調査にあたり、農地利用最適化推進委員、農業委員および調査補助員が農地へ立ち入ることやお話を伺うこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。

調査により判明した遊休農地に対しては、その所有者等へ11月に「利用意向調査」(農地法第32条)を行います。

農地は食料の基盤である大切な資源です。しかし、管理をおこたると、遊休農地は病害虫の発生、有害鳥獣の隠れ場所となり、近隣の農地や住民に被害や迷惑を及ぼす原因となります。農地をお持ちの皆さんは適切な管理をお願いします。

※「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有するものは、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」(農地法第3条の2)

navigation

パソコン教室(第3期)受講生
募集中!

☎杵築中央公民館 ☎0978-62-2499

杵築中央公民館主催「パソコン教室」の第3期(9・10月度)受講生を募集しています。

各コース共に全6回、9月第1週からの開講予定です。

コース名	曜日	時間	内容
初級	火	14時～16時	初心者向けの基本的な内容
中級①	火	19時～21時	ワード・エクセルとパソコン活用
中級②	木	9時30分～11時30分	ワードと写真等のパソコン活用
Windows10	木	14時～16時	Windows10とパソコン活用 ※受講生のパソコン(Windows10)を持ち込んでください。

※申込状況により、内容を変更する場合があります。

【受講料】 3,000円

※別途テキスト代が1,500円必要です。

【定員】 各コース7名

※申込状況により、抽選とする場合があります。

【募集締切】 8月17日(水)

【申込先】 〔講師〕藤原家具マルチメディア事業部

☎090-3600-9774

市長室から
Vol.27
杵築市長 永松 悟

親元で暮らせない

今、虐待など様々な理由で、親元で暮らせない子ども達が増えていきます。県内でも9カ所の児童養護施設で318人、里親さんの元などで155人が生活しています。

大学進学率が5割を超える中であって、親からの経済的支援がなく、施設には原則18歳までしか居られないため、9割近い子どもが就職します。身元保証人がいないのでアパートが借りられず、「寮完備」が不可欠です。

しかし、日々の仕事や生活の悩み、不安を相談し受け止めてくれる家族はいません。就職後1年以内に3人に1人が離職しています。

二重三重のハンディキャップの中で自立を迫

られる厳しい現実。生活保護を受給せざるを得ない若者もいます。

親方で「農」・「福」連携

一方、農村部では跡を取る若者がとても少なく、ベテラン農業者の知恵と技能が継承されずに、耕作放棄地ばかりが増えていきます。

そこで、児童養護施設の子ども達に、小学生のときから市内で少しずつ農業体験を積んでもらい、将来の職業選択肢の一つに農業が選ばれる仕組みを考えました。

幸いにも、国から農業と福祉の連携を高く評価していただき、100%の補助金がつきました。

全国で初めての取り組みです。今月から、杵築、山香、大田の3地域で実習が始まります。指導者は「親方」と呼ばせていただきます。

「農業大好き」のDNAが子どもたちに受け継がれるよう、関係者と一致団結して取り組みます。